

議第 1 2 9 号

呉市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
呉市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市事務分掌条例の一部を改正する条例
呉市事務分掌条例（平成 4 年呉市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

（組織）	（組織）
第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき，次の部を置く。 <u>復興総室</u> 総務部 企画部 財務部 市民部 文化スポーツ部 福祉保健部 こども部 環境部 産業部 都市部 土木部 （分掌事務）	第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき，次の部を置く。 総務部 企画部 財務部 市民部 文化スポーツ部 福祉保健部 こども部 環境部 産業部 都市部 土木部 （分掌事務）
第 2 条 前条に定める部の分掌事務は，次のとおりとする。 <u>復興総室 平成 3 0 年 7 月豪雨災害からの復興に係る総合調整に関すること。</u>	第 2 条 前条に定める部の分掌事務は，次のとおりとする。
総務部～土木部 略	総務部～土木部 略

付 則
この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）
復興総室を廃止するため，この条例案を提出する。